

令和7年2月14日

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立川口中学校
校長名 寺 沢 亮 公印

令和7年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

一、進んで学ぶ人(知) 一、心身を鍛える人(体) 一、責任を重んじ、豊かな心の人(徳) ◎

人間尊重の精神の下、自ら学ぶ意欲をもつとともに、さまざまな体験活動を通して、多様性を認める力や未来を考える力を養う。また、一生懸命がんばる心や人を思いやる心を基盤とし、地域の一員として他者との正しい関わり方、多様な生き方や考え方を認める力を身に付けた上で、社会の変化に主体的に対応できる力を育成する。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 豊かな心の育成(徳) <人権感覚と規範意識の確立、自己有用感の醸成>

- ① 全教育活動を通して人権教育を推進し、生徒の人権感覚を高め、自他を尊重し、思いやりのある態度で接し、いじめのない、安全で安心な心の居場所の学校をつくる。
- ② 川中プライド(あいさつ・けじめ・思いやり)を設定し、心の教育を充実できるようにする。
- ③ 「認め、励まし、褒め、支える」生徒理解に基づく指導を行うことにより自尊感情や自己肯定感を高めるとともに、相互の信頼関係を構築する。

イ 確かな学力の育成(知) <基礎的・基本的な知識及び技能習得と学習意欲の向上>

- ① 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に向け、校内研究を充実させ、魅力ある授業を展開する。
- ② 授業の中で、「本時のねらい」「本時の流れ」を明示する共に、「授業の振り返り・まとめ」の時間を設定し、生徒自ら学習への課題意識をもち、学びに向かう力を育む。

ウ 健やかな体の育成(体) <心身ともに健康でたくましい生徒を育成する。>

- ① 体力向上の取組を推進し、9年間の発達・成長を見通して、切れ目なくつなぐ体育活動の充実を図る。
- ② 基本的生活習慣を徹底し、健康安全に対する意識向上のための指導を推進する。

エ 不登校生徒への支援

- ① 不登校支援巡回教員と連携し、川口中学校「不登校生徒支援方針」を絶えず更新し取組に活かすことで、不登校生徒一人ひとりに応じた居場所づくり及び社会的自立に向けた支援を組織的に行う。

オ いじめ防止等の取組

- ① 学校いじめ対策委員会、八王子タイム(いじめ対応の時間)を組織的に運営し、差別やいじめを見逃さず、事実を正確に捉え、いじめの未然防止に向けて、共通理解・協働実践、早期発見・早期対応を徹底する。

カ 特別支援教育の充実

- ① 全教育活動で「ユニバーサルデザイン」を意識した特別支援教育を推進するとともに、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の充実を図る。

キ 小中一貫教育のさらなる充実【川口中学校グループ(川口小、上川口小、美山小、松枝小)】

- ① 川口中学校グループと一層の連携を図り、「自ら進んで学ぶ児童・生徒」「自他の個性を認め、共に生きる児童・生徒」「心身を鍛え健康な児童・生徒」「地域を、地域で、地域とともに学ぶ児童・生徒」の育成をめざして、9年間を見通した義務教育を充実させる。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 授業の中で、「本時のねらい」「本時の流れ」を明示するとともに、深く考えるための主発問の提示及び生徒の主体的・対話的な活動を必ず1回設定する。さらに課題解決の場面において、「授業の振り返り・まとめ」の時間を設定し、生徒自ら学習への課題意識をもち、自らの学習を振り返るなど学びに向かう力を育む。
- ② 「八王子市学力定着度調査」の結果を踏まえ、生徒一人ひとりの学習到達状況を把握すると共に、学力定着プロジェクトチームを中心に授業力の向上を図る。
- ③ 新体力テストの結果等を活用することで生徒の実態を把握し、小中一貫教育の視点から9年間を見通した生徒の体力向上を図る。
- ④ 学習用端末を活用し、ドリル型学習コンテンツを取り入れた個別最適化学習を充実させ、朝学習の時間及び週末や長期休業中に学校全体で計画的に設定する。また、授業では、単元に見通しをもたせて学習に取り組ませ、主体的に考えて学習する課題を提示することで「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの資質・能力の育成をめざした、授業改善を行う。

イ 総合的な学習の時間

- ① 3年間を通して、SDGsの目標を軸とした探究活動を行い、系統的に理解を深める学習活動を展開し、自己実現をめざして、社会参画意識の醸成と勤労観・職業観の育成を図る。
- ② 日本遺産等の学習において、地域人材や外部人材とともに、ふるさと学習室を活用し、小学生との交流や体験活動を実施し、地域の歴史・文化・産業などを学ぶ。
- ③ 職業や自己の将来に関して、望ましい勤労観・職業観をもち、主体性や創造性、豊かな心をもった実践力ある生徒を育成するため、職場体験等の活動を実施する。

ウ 特別活動

- ① 体育祭、合唱コンクールにおいて、生徒が企画運営に主体的に関わることにより、達成感や達成感を味わわせ、自尊感情と自己肯定感を高める。
- ② 移動教室、修学旅行の集団宿泊的行事及び校外学習を通して、生徒の主体的・実践的な活動を通して、人との触れ合いの中から思いやりの心を育て、よりよい人間関係を構築する力を育成する。
- ③ 学級活動を中心に集団活動を充実させ、仲間意識、達成感を高めるとともに、川口中学校の生徒としての誇りをもたせる。

(2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- ① 道徳科の授業を要として教育活動全体を通じて、自尊感情や規範意識を育み、豊かな心をもち自他の生命を尊重し、物事を広い視野から多面的・多角的に考えられるようにする。また、自らの生き方についての自覚を深める学習を通して、生徒の内面に根差した道徳性の育成を図る。
- ② 道徳授業地区公開講座や授業公開において、地域・保護者とともに、生徒の自尊感情や自己肯定感の醸成について意見交換を行う。「八王子市いのちの大切さを共に考える日」には、全学級で「生命の尊さ」を扱った道徳科の授業を行う。
- ③ 道徳教育全体計画や別添を基に、「思いやり・感謝」「友情・信頼」「礼儀」に重点を置いた「考える道徳」「議論する道徳」の授業を取り入れ、人間としての生き方についての自覚を深める学習を通して、生徒の内面に根差した道徳性の育成を図る。
- ④ 道徳教育において情報モラルに関連した授業の充実を図り、人を思いやる心の育成を図る。

(3) キャリア教育

- ① 主体的に進路を選択する力を育てるために、はちおうじっ子キャリア・パスポートを活用し、家庭と連携しながら教育相談を定期的に行うとともに、中学校グループの分科会で検討し、小中9年間を通して継続的な指導を行う。
- ② 地域と連携した職業調べ、職場体験等を通して、望ましい勤労観や職業観を育成するとともに、将来へ目標をもたせ、自己の将来を設計する力を育てていく。

(4) 特別支援教育

- ① 特別支援コーディネーター、特別支援教室専門員を中心に毎週校内委員会を開催し、個別指導計画などを基に、生徒に必要な支援を共通理解・共通認識を図りながら、スクールカウンセラーや学校サポーターとも連携し組織的に支援する。
- ② 特別支援教育に関して、専門性を有する講師を招いて校内研修を実施し、障害の特性に応じた指導を、全職員が共通理解を深めるとともに、個に応じた支援体制を確立する。
- ③ 全教育活動で「ユニバーサルデザイン」を意識した特別支援教育を推進するとともに、通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習の充実を図る。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① 生活のきまりについて、生徒の主体的な働きや保護者の意向も考慮しながら、学校、学校運営協議会、PTA等の関連機関と連携を図りながら、学校の教育目標に照らして適切な内容か、絶えず見直しを検討していく。
- ② セーフティ教室を実施し、自己の身を守るために必要な知識や行動を学び、自分で考え行動できる力を育てる。
- ③ 「生命（いのち）の安全教育」を活用し、生徒たちが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないために、各学年において性暴力に関する正しい知識をもち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付け、また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

イ いじめ防止等の取組

- ① いじめ対応の時間において、アンケートの実施、生徒からの聞き取りや相談、気になる生徒の把握など情報を教職員で共有しながら対策を検討し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を図り、学校全体で組織的な対応を徹底する。
- ② 全学年で「八王子市いのちの大切さを共に考える日」における道徳科の授業や校長講話、さらに第1学年でいじめ防止プログラムを、第2学年でメディアリテラシー教育を実施する。
- ③ 「赤ちゃんふれあい事業」「がん教育」を実施し、いのちの大切さについて生徒と教員がともに考える機会を設定し、豊かな人間性を高める取組を行う

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 不登校対応巡回教員と連携し不登校生徒の社会的自立に向けた支援を行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや外部関係機関との連携を深めながら一人ひとりの状況に応じた環境づくりを進める。
- ② 登校支援コーディネーターを中心に、学年・学級担任と連携し「個票システム」の状況を正確に把握し、不登校生徒の早期把握に努めるとともに、関係機関・保護者との連携を図りながら、生徒の抱えている課題を共有しながら丁寧に進めていく。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組

(取組1) 中学生が小学校の行事にボランティアとしての参加や引き渡し訓練を川口中学校グループで同一日に実施する。また、児童が中学校の合唱コンクールリハーサルの鑑賞や、部活動を体験することで、中学校生活への見通しをもち、教育活動の円滑な継続を図る。

(取組2) 学力定着プロジェクトチームを中心とし、児童・生徒の実態や発達段階を踏まえ、授業の基本的な流れ（めあてと学習方法の確認、自力解決、他者との交流、振り返りなど、基本的な授業の流れについて検討する。また、基礎学力を高めるための学習内容を共有し、一貫性のある取組を計画する。

(取組3) 小中一貫教育の日に、グループで合同研修会を実施し、児童・生徒に関する情報交換を行う。また、中学入学前の児童に関する情報を共有し、共通理解を深めながら9年間を通した教育活動を進める。

(取組4) 「地域清掃活動」「地域防災訓練」「地域祭り」など、地域行事に積極的に参加し、学校と地域が合同で「あいさつ運動」を行うことで、地域との関係づくりを進める。

イ 学力向上の取組

- ① 「はちおうじっ子ミニマム」を活用し、基礎的・基本的な学習内容の定着と学力向上を図るとともに、各学年の基礎基本の確実な定着に向けて、地域の人材を活用した定期考査前の放課後学習教室を実施する。

ウ その他

- ① 川口中学校グループで、ICT活用技能・スキルの実態把握を行い、情報活用能力を育成する。
- ② 川口中学校2020レガシーの取組では、「する・みる・支える・知る」活動に関心をもって積極的に取り組む機会を設定する。
- ③ 長期休業中や各季節に行われる地域行事に、地域と連携を図りながら、ボランティアとして生徒の積極的な参加を促す。
- ④ 「八王子市の部活動改革」がめざす方向性に基づき、生徒、保護者、各小学校との連携を図りながら、計画的に改革を進める。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	15	21	21	16	3	20	22	18	19	16	18	17	206
2	17	21	21	16	3	20	22	18	19	16	18	17	208
3	17	21	21	16	3	20	23	18	19	16	18	14	206
備 考	・開校記念日である5月13日(火)は、授業日とする。 ・夏季休業日7月24日(木)から8月26日(火)まで ・第1学年は4月始業式に参加しないため2日減。 ・第3学年10月12日(日)13日(祝日)修学旅行のため1日増。 ・第3学年3月修了式に参加しないため3日減。 ・5月10日(土)は、振替を取らない土曜授業日とする。 ・10月1日(水)都民の日は授業日とする。												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表(1単位時間は50分とする。)

区 分		学 年	1	2	3
各 教 科	国 語		140	140	105
	社 会		105	105	140
	数 学		140	105	140
	理 科		105	140	140
	音 楽		45	35	35
	美 術		45	35	35
	保 健 体 育		105	105	105
	技 術 ・ 家 庭		70	70	35
	外 国 語 （ ）		140	140	140
	小 計		895	875	875
特別の教科 道徳			35	35	35
総合的な学習の時間			50 (7)	70 (15)	70 (15)
特別活動(学級活動)			35	35	35
総 計			1015(7)	1015(15)	1015(15)

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	2	2	2
学校行事	3 5	4 7	3 9
学級・学年裁量の時間	3	3	3

イ 1 単位時間

- ・ 1 単位時間は5 0 分とする。

ウ 各教科等の授業時数の確保に関する手だて

エ 長期休業中に位置付ける各教科等の授業時数及び内容

- ・ 全学年夏季休業中に、総合的な学習の時間として、『日本の伝統と国際理解 』【国際・理解】について、第1 学年で7時間、第2学年・第3学年で10時間。
また、『福祉学習』【進路・生き方】については、第2学年・第3学年で5時間。

オ 授業時数に位置付けない教育活動

- ・ 朝学習、朝読書、補習（放課後、長期休業期間）
- ・ 月曜から金曜、毎日1 0 分朝読書や朝学習を実施する。
- ・ 習得目標の定着が十分でない生徒に対する取組として定期考査前、1 時間の補習教室を行う。

カ その他

- ・ 全学年とも保健体育科の授業において武道(柔道)を第1 学年・第2 学年・第3 学年で8 時間実施する。